

都計第1313号
平成28年1月15日

一般社団法人北海道建設業協会 会長 様

北海道建設部まちづくり局都市計画課長

平成27年度屋外広告物講習会の開催について

屋外広告物行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、道では、北海道屋外広告物条例を制定し、良好な景観の形成や公衆に対する危害の防止を図ることを目的に必要な規制や誘導を行っております。

例年、本条例に基づき屋外広告業を営もうとする方などを対象として、屋外広告物の表示等に関し必要な知識を修得していただくため、屋外広告物講習会を開催しているところですが、本年度も次のとおり開催することとしました。

つきましては、講習会の開催について、貴団体の会員の皆様へ周知くださるようお願い申し上げます。

記

1 日 時

平成28年3月2日（水）9時30分～17時40分

2 場 所

札幌市教育文化会館（札幌市中央区北1条西13丁目）

3 開催方法

札幌市と共催で実施

4 申込期間

平成28年2月3日（水）～2月24日（水）

5 開催案内

別添「平成27年度 屋外広告物講習会のご案内」のとおり

受講申込書は、道又は札幌市のホームページからダウンロードもできますのでご利用願います。

【北海道 URL】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/koukoku/okugai-koushuukai.htm>

【札幌市 URL】 <http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/kokoku/kosyukaikaisai.html>

6 その他

「屋外広告物に関するお願い」を同封しています。

基本計画景観グループ 主査（広告）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL:011-231-4111（内線 29-827）

FAX:011-232-1147



平成27年度 屋外広告物講習会のご案内

(北海道・札幌市)

「屋外広告物講習会」は、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関し、屋外広告に携わる方が必要な知識を修得するために実施しています。

本講習会の修了者は、屋外広告業者が各営業所に設置しなければならない「業務主任者」になることができます。

また、屋外広告物の「管理者」においても、本講習会の修了を資格要件としている場合があります。

- 1 **開催日時** 平成28年3月2日(水) 9:30~17:40
- 2 **会場** 札幌市教育文化会館 4F 講堂
(札幌市中央区北1条西13丁目 TEL011-271-5821)
- 3 **講習科目及び日程**

8:30	札幌市教育文化会館の開館
9:10 ~	9:30 講習会の受付
9:30 ~	12:00 屋外広告物の施工に関すること
12:40 ~	13:00 受付(※一部免除申請をした方)
13:00 ~	15:20 屋外広告物に関する法令等(休憩時間含む)
15:20 ~	17:20 屋外広告物の表示方法に関すること
17:20 ~	17:40 修了証書の交付

*** 講習会終了(17:40)まで修了証書は交付できませんので、交通機関等余裕をみて受講ください。**

4 申込方法

北海道又は札幌市のいずれかに申し込んでください。

※ 北海道と札幌市の申込書様式、提出書類、受講料の納入方法は異なるので注意してください。

※ 北海道、札幌市いずれに申し込まれても、講習会修了者としての取扱いは同様です。

	北海道	札幌市
受付期間	平成28年2月3日(水)~2月24日(水) (郵送可。ただし、郵送の場合は、2月24日(水)必着のこと)	
定員	150名(定員になり次第、締め切らせていただきます。)	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外広告物講習会受講申込書 〔縦4cm×横3cmで申し込み前6か月以内に、無帽正面上半身を撮影した写真を貼付したもの〕 ○住民票の写し(3か月以内発行の原本、本籍地の記載あるもの) ※ 必要に応じ ○屋外広告物講習会一部免除申請書 ○免除事由に該当することを証する書面の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外広告物講習会受講申込書 〔縦4cm×横3cmで申し込み前6か月以内に、無帽正面上半身を撮影した写真を貼付したもの〕 ○住民票の写し(3か月以内発行の原本、本籍地の記載あるもの) ※ 必要に応じ ○免除事由に該当することを証する書面の写し
受講手数料	3,000円	
納入方法	受講申込の際に、「 <u>北海道収入証紙</u> 」により納付してください。(要消印)	講習会当日、受付の際に「 <u>現金</u> 」で納付してください。
提出先	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部まちづくり局都市計画課 TEL 011-231-4111 内線 29-827	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市建設局総務部道路管理課 TEL 011-211-2452(直通)

5 当日の注意事項

「屋外広告の知識」〈第4次改訂版〉(網ぎょうせい発行)をテキストとして使用しますので、ご持参ください。
なお、当日講習会会場でも販売いたします。(全3巻 定価：7,200円(税込み))

6 講習科目の一部免除

次のいずれかの資格を有する方は、講習科目(屋外広告物の施工に関すること)の一部免除が受けられます。

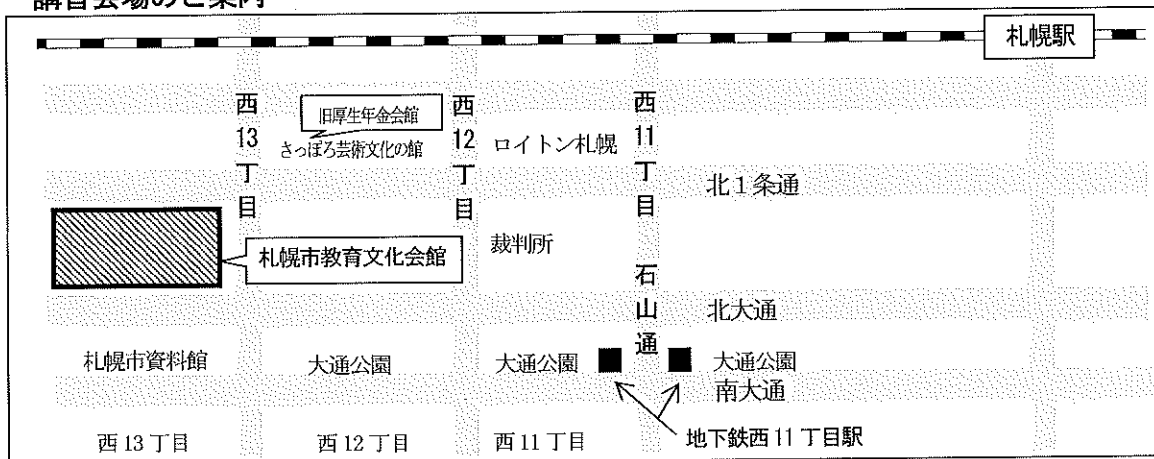
【北海道・札幌市共通】

- ・ 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する方
- ・ 電気事業法第44条第1項第1号から第3号までに規定する電気主任技術者免状(第1種、第2種及び第3種)の交付を受けている方
- ・ 職業能力開発促進法に基づき、帆布製品製造に関し、職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した方
- ・ 電気工事士法第3条に規定する第1種電気工事士又は第2種電気工事士の資格を有する方

【札幌市のみ】

- ・ 電気工事士法第3条に規定する特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の方

7 講習会場のご案内



講習会場：札幌市教育文化会館(札幌市中央区北1条西13丁目 TEL011-271-5821)

《交通機関》 ● 地下鉄/東西線西11丁目駅(1番出口)から徒歩5分

● JRバス・中央バス/「北1条西12丁目」(旧厚生年金会館前)から徒歩1分

● 市電/「西15丁目」から徒歩10分 *自家用車での来場はご遠慮いただきますようお願いいたします。

8 資料請求先

【北海道】北海道建設部まちづくり局都市計画課 (〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目)

又は各総合振興局(振興局)建設指導課主査(まちづくり)まで

【札幌市】札幌市建設局総務部道路管理課 (〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目)

又は各区土木センター維持管理課まで

【その他】一般社団法人 北海道屋外広告業団体連合会

(〒060-0061 札幌市中央区南1条西17丁目 白樺ビル5F TEL 011-621-2393)

※ 受講申込書の郵送を希望する場合は、封筒の表に「講習会受講申込書用紙請求」と朱書きし、あて先を明記した返信用封筒(82円切手を貼ったもの)を同封して請求してください。

※ 受講申込書の様式は、北海道及び札幌市の屋外広告物のホームページからもダウンロードできます。

別記第15号様式（第26条関係）

北海道収入証紙
貼付欄

写真貼付欄 申込み前6か月 以内に無帽正面 上半身を撮影し たもの (4Cm×3Cm)
--

受講番号

屋外広告物講習会受講申込書

年 月 日

北海道知事 様

氏名

北海道屋外広告物条例第22条の6第1項の規定による講習を受講したいので、住民票の写し又はこれに代わる書面を添えて次のとおり申し込みます。

受講希望地		
受講者	氏名	
	現住所	(電話 番)
	本籍地	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	講習の一部免除資格の有無	
勤務先	企業名	
	代表者氏名	
	所在地	(電話 番)

注1 受講者の写真を写真貼付欄に貼付すること。

2 住民票の写し（3か月以内発行の原本、本籍地の記載のあるもの）又はこれに代わる書面を添付すること。

屋外広告物講習一部免除申請書

年 月 日

北海道知事 様

住所
氏名

（電話 番）

北海道屋外広告物条例施行規則第27条第1項の規定により、屋外広告物講習会の講習科目の一部の免除を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

免除資格（該当するものに○印を付けること。）

- 1 建築士法に規定する建築士の資格を有する者である。
- 2 電気工事士法に規定する電気工事士の資格を有する者である。
- 3 電気事業法に規定する電気主任技術者免状の交付を受けている者である。
- 4 職業能力開発促進法に基づき、帆布製品製造に関し、職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した者である。

注 免除資格のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。

屋外広告物に関するお願い

北海道では、良好な景観の形成と風致の維持、人々への危害の防止のため、「北海道屋外広告物条例」を制定し屋外広告物に関する必要な規制を行っています。

ルールを守って美しい広告景観を形成するため、皆様の御協力をお願いします。

1 屋外広告物の許可について

屋外広告物を表示する場合は、北海道屋外広告物条例に基づき北海道知事の許可が必要となります。

許可地域	都市計画区域の都市地域や自然公園等の自然地域、道路や鉄道から展望できる地域等を第1種～第6種許可地域に分類し、許可基準を定めています。
禁止地域	国立公園等の特別地域や高速自動車道路から展望できる地域、各市等の第1種低層住居専用地域等を第1種及び第2種禁止地域として、原則、広告物を掲出できない地域としています。
適用除外	他法令（公職選挙法、道路交通法等）の規定により表示するものや一定の基準を満たす自家用広告物等は、条例の規制が適用されないこととなっております。
申請先	各（総合）振興局建設指導課 （一部の市町村には許可等に関する事務を権限移譲しており、その場合は当該市町村）
許可申請手数料・許可期間	広告物の種類や照明の有無により異なります。
その他	札幌市、旭川市、函館市及び小樽市においては、独自の屋外広告物条例を定めており、それぞれの基準の適用されます。

2 屋外広告業の登録について

北海道内で屋外広告業を営む場合は、北海道屋外広告物条例に基づき北海道知事の登録が必要です。

【屋外広告業者とは】

広告主等から屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。

この場合、屋外広告物の表示等に関する工事を請け負わないような広告代理業は該当しませんが、建築工事や土木工事と併せて屋外広告物の表示・設置を行う場合は該当となります。

申請先	各（総合）振興局建設指導課 （札幌市、旭川市及び函館市内において屋外広告業を営む場合は、それぞれの市での登録が必要です。）
登録申請手数料及び有効期間	手数料 10,000円 有効期間 5年
その他	登録には業務主任者の登録が必要です。

※ 詳細については、北海道建設部まちづくり局都市計画課のホームページをご覧ください。か、各（総合）振興局建設指導課にお問い合わせください。

URL ~ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/index.htm>